

大飯発電所第3,4号機  
火災感知器増設に係る  
設計及び工事計画認可申請

コメント回答について

2022年6月  
関西電力株式会社

<5/17 審査会合コメントNo.1,2,3>

- 格納容器内オペレーティングフロアで発生した火災を有効に感知できる感知器の設置場所を資料に示すこと。
- 火災を有効に感知できる場所ということを説明する上で、空気の流れの説明が必要であれば技術的な根拠をもって説明すること。
- 火災を有効に感知できる場所の中で、最終的に感知器を設置する場所を決めた理由を示すこと。

<回答>

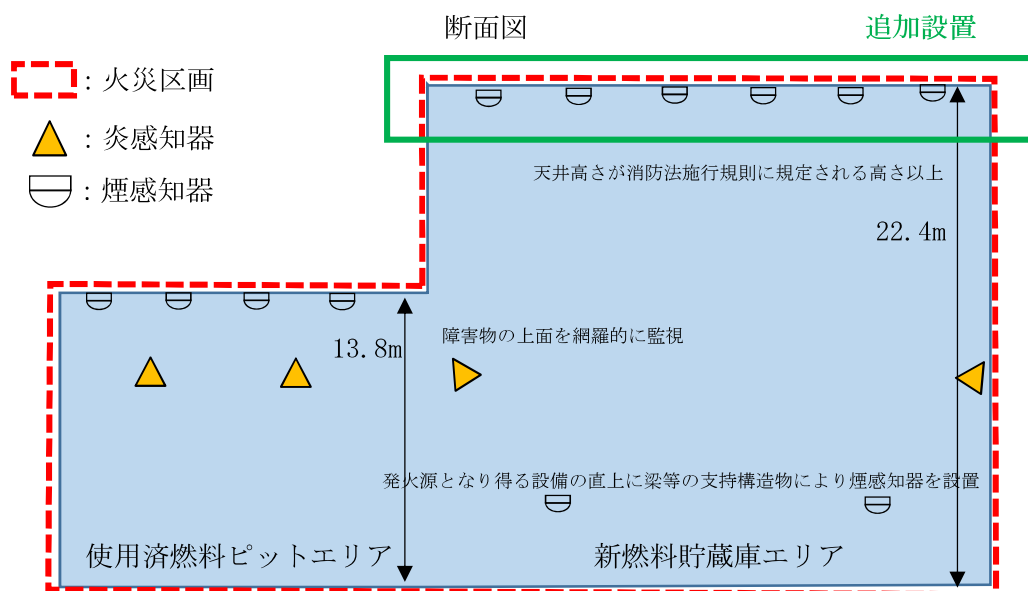
コメント内容を踏まえ、資料1-2のうち「補足説明資料3-2 原子炉格納容器の火災感知器設計について」を修正した。

<5/17 審査会合コメントNo.4>

- 新燃料貯蔵庫についても、格納容器内オペレーティングフロアと同様のプロセスで説明すること。

<回答>

新燃料貯蔵庫エリアの火災により発生する煙が上昇し天井面に溜まることを考慮し、天井面に煙感知器を設置することとする。



第 1-1 図 使用済燃料ピットエリア及び新燃料貯蔵庫エリアの概要図

<5/17 審査会合コメント No.5>

- 原子炉格納容器ループ室及び炉内計装用シンプル配管室において、アナログ式の煙感知器を設置できない理由について消防法施行規則第23条第4項第7号ホのみが該当するため記載を修正すること。

<回答>

アナログ式の煙感知器を設置できない理由について、以下のとおり修正し補足説明資料に反映する。

【炉内計装用シンプル配管室の記載例（原子炉格納容器ループ室も同様）】

（修正前）

炉内計装用シンプル配管室は、感知器を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所があり、熱感知器においては消防法施行規則第23条第4項第3号ロ、煙感知器においては消防法施行規則第23条第4項第1号ニの(チ)及び第7号ホを満足するように設置できないため、熱感知器及び煙感知器に保安水準を適用する設計とする。

（修正後）

炉内計装用シンプル配管室は、感知器を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所があり、熱感知器においては消防法施行規則第23条第4項第3号ロ、煙感知器においては消防法施行規則第23条第4項第7号ホを満足するように設置できないため、熱感知器及び煙感知器に保安水準を適用する設計とする。

以 上